

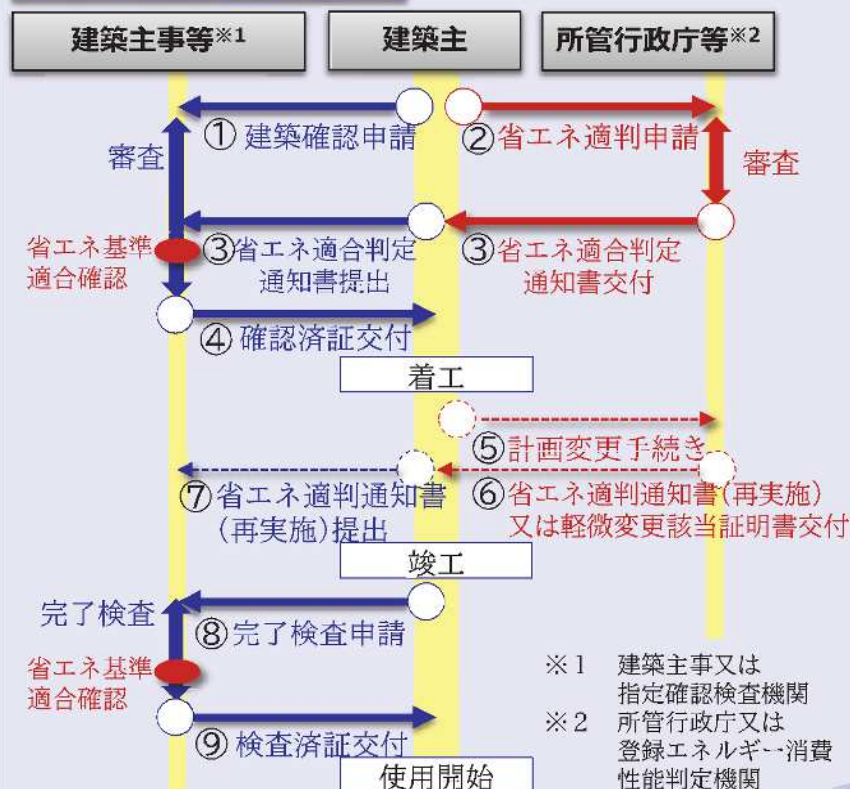
省エネ基準への適合に係る手続き

Point

- 省エネ基準適合は基本的には省エネ適判を受けることにより確認します。
- (外皮性能と一次エネ性能両方を) **仕様基準**により評価する場合や確認済証の交付前に**設計住宅性能評価を受ける場合等は、省エネ適判は不要**となり通常の建築確認の手続きの中で省エネ基準適合を確認します。

省エネ基準への適合確認手続きは、省エネ適判の必要性の有無で変わります。

省エネ適判が必要な場合



省エネ適判が不要な場合(仕様基準等※1活用)



※1 以下のいずれかに該当する場合
・外皮基準・一次エネ基準ともに仕様基準により評価
・設計住宅性能評価を確認済証の交付前に取得する場合
・長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を確認済証の交付前に受ける場合

なお、外皮基準・一次エネ基準のいずれかのみ仕様基準により評価する場合は省エネ適判が必要です。

※2 建築主事又は指定確認検査機関